

沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会

ひとり親家庭の抱える問題と支援策について



2015年9月15日

公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会

小那覇涼子

1 県内におけるひとり親家庭の状況

平成25年度沖縄県ひとり世帯等実態調査報告書より

(1)ひとり親世帯の出現率

母子世帯 29,894世帯 (出現率 5.46%)

父子世帯 4,912世帯 (出現率 0.96%)

*** 出現率は全国の約2倍、児童扶養手当の受給率は全国一**

(2)ひとり親世帯になった直後に特に困ったこと

母子世帯、父子世帯ともに「家計(生活費)」が6割と最も多く、特に母子世帯は、83.5%となっている

(3)養育費の受け取りの有無

母子・父子世帯ともに「最初から全く受け取っていない」が7割

(4)就労形態

母子世帯 「パート・アルバイト・臨時職」 47.1%

父子世帯 「常用勤労者」 53.8%

(5)年間就労収入

母子世帯 155万円（月平均 約13万円）

父子世帯 209万円（月平均 約17万円）

(6)現在の暮らしについて

母子世帯・父子世帯の約8割が「苦しい」と訴えている。

(7)仕事に関する支援で特に望むもの

母子世帯・父子世帯ともに「技術・資格取得の支援」が最も多くなっている。

(8)子どもの通塾状況

母子世帯、父子世帯ともに、「通わせたいが、通わせていない」が、41.5%、39.8%と最も多い。理由として母子世帯の8割が「塾代が高い」としている。

*** 県内におけるひとり親世帯の置かれた苦しい状況がうかがえ、ひとり親世帯における子どもの貧困率が50%を超える状況の改善は優先課題。**

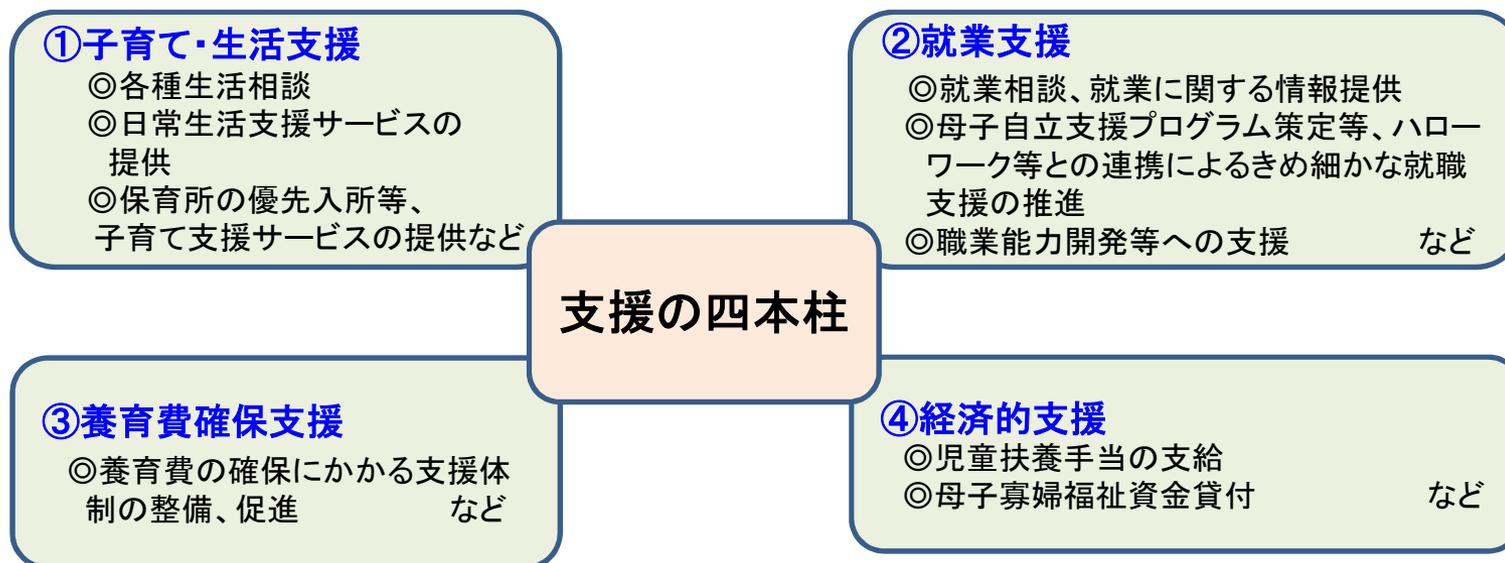
2 ひとり親家庭等の自立支援策の体系

(1)平成14年 母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等改正

「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換。

(2)支援体系

ひとり親家庭それぞれの課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行う



3 各種支援事業

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

(平成17年より県から委託を受けて実施)

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業サービスや、弁護士による特別相談や養育費専門相談員による養育費の相談など生活支援サービスを提供する。 * 厚生労働省の認可を受け「職業紹介所」を併設

(2) 母子自立支援プログラム策定事業

(平成18年より県から委託を受けて実施)

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために、相談者と面接し、自立目標や支援内容を設定、これらを記載した計画書(自立支援プログラム)を策定する。
また、ハローワーク(就労支援事業)との連携のもと、これに基づいた支援を実施する。

(3) 日常生活支援事業

日常生活支援事業とは、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、一時的に生活支援、保育のサービスが必要になった場合に家庭生活支援員を派遣する。

<参考>

仕事や働き方に困難を感じた理由に対する回答として母子世帯では46.2%、父子世帯では46.8%が「子どもの保育・世話」でともにいちばん多い回答となっている。

(平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査より)

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備をするために必要不可欠な事業であり、拡充が望まれる。

(4) 沖縄県母子家庭等生活支援モデル事業

[事業背景]

- ・母子世帯の出現率が全国の約2倍、離婚率及び児童扶養手当受給率も全国1位



- ・母子生活支援施設は県内3箇所53世帯にとどまり、入所できない世帯が増加



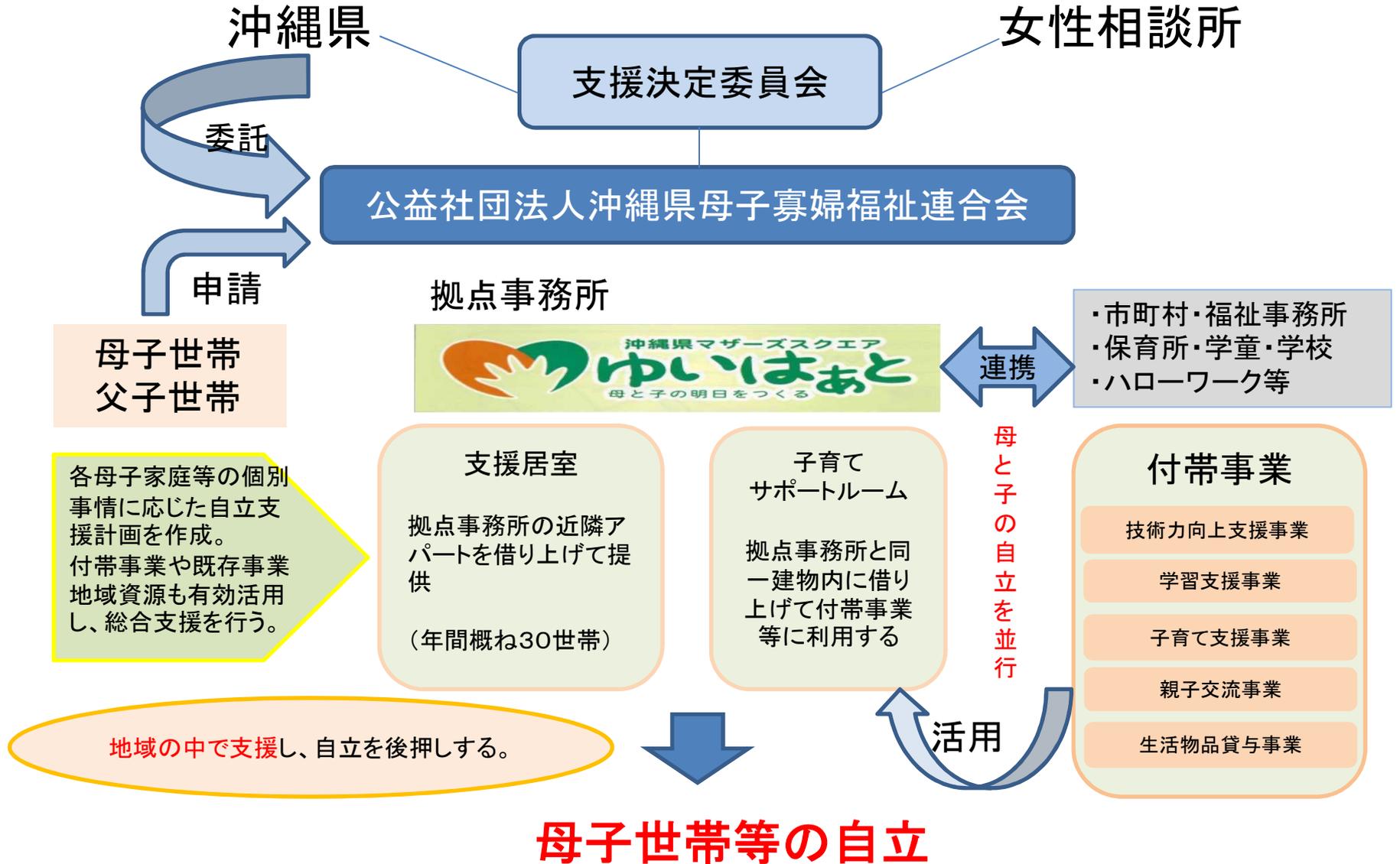
- ・施設の設置には、初期費用の負担や施設運営費の確保等多くの課題あり
- ・支援は必要だが、必ずしも施設支援でなくともよい世帯も少なくない



モデル事業の活用

民間アパート等の賃貸物件を活用し、児童福祉法第23条に規定する「母子保護の実施」のモデル事業を行う。

[事業全体図]



[モデル事業実績]

① 支援世帯数等

2013年7月～2016年8月末現在

- ・支援世帯 49世帯139名
- ・支援終了世帯 32世帯91名

② 支援終了世帯の就労状況

- ・利用申請時 正社員 2人 契約社員6人 パート 12人 無職 12人
- ・利用終了時 正社員 4人 契約社員20人 パート7人 無職2人

③ 付帯事業の状況

- ・技術力向上支援事業

フェイシャルエステティシャン認定資格 4名

リフレクソロジー認定資格 5名

日商PC検定文書作成3級 1名

日商電子会計実務検定3級 5名

弥生検定PC経理事務3級 2名

・学習支援事業

中学3年生についてはこれまで高校全員合格 10名

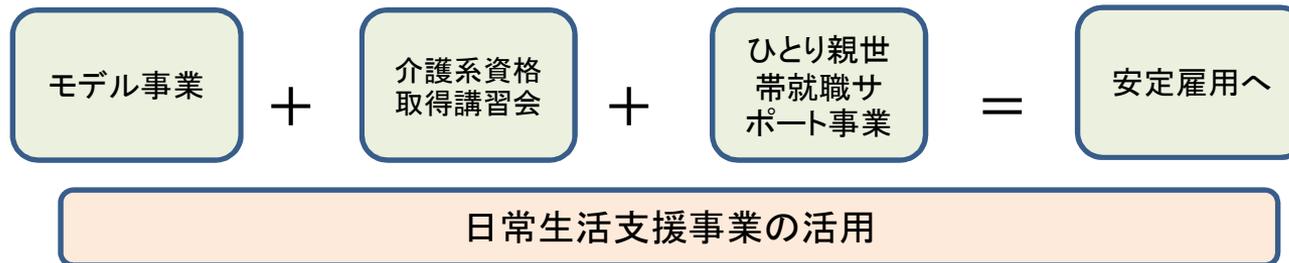
* 当初は支援世帯の小・中学生を対象としていたが、2015年度より、中学生については地域の中学生でひとり親世帯の子どもについては1学年4名枠で受け入れている。

[課題]

○ 就労関係

- ・ダブルワーク・トリプルワークの解消 ・スキル不足の解消
 - ・社会保障制度等の理解不足 ・仕事と子育ての両立が困難 など
- ・付帯事業を活用してスキルアップを図る、働くことに対する意識を向上させるためモチベーションアップ講座等を実施することで改善
- ・当連合会が実施している各種講習会や就職サポート事業、日常生活支援事業を活用することで改善

<支援メニューの組み合わせ事例>



ひとり親家庭の抱える問題は多岐にわたるので支援メニューを組み合わせることで切れ目のない支援体制を構築し、それぞれのひとり親家庭に応じたきめ細かい支援が必要

○ 生活関連

- ・債務を抱えている（自己破産 5名 任意整理 2名）
 - ・子どもの入学費用等が工面できない
 - ・就労収入が不安定なため貯蓄計画が困難 など
- 家計管理のアドバイスは必須
ライフプランの意識づけ

○ 学習支援関連

- ・これまで中学生の学習支援に力を注いできたが、小学生において、学力差が大きい傾向が見られる
- ・学習習慣が身に付いていないだけでなく、学習障害等があり、専門的な対応が必要なケースが増
- ・経済的に厳しいこともあり、進路についてはより具体的なプラン作成が必要

→ 居場所づくりを始めとした複数のメニューが必要
学校の先生やSSWとの連携が必要
奨学金等の活用についての助言

4 子どもの貧困対策に向けて

(1)ひとり親家庭については母子家庭等モデル事業を市町村に拡充

- ・2014年度からうるま市が実施し成果をあげている
- ・母子世帯など子どもがいる大人が一人の世帯の貧困率が50%を超えていることからひとり親家庭の対策は急務
- ・拠点事務所を地域に設置することが必要。
利用世帯以外からも気軽に相談できる体制が必要
- ・付帯事業を活用することで、学習支援等地域の困窮世帯と繋がる機会を増やす

(2)課題に応じたチームづくり

- ・子どもや世帯毎に優先課題を解決するためのチームをつくり支援体制を整える。これまで活動してきたNPO法人や関連機関の専門性を活用する。

(3)現在実施している事業の活用

- ・要保護世帯や準用保護世帯に対する学習支援事業等既存の事業を検証し、拠点として活用できるかを確認する。

(4) 生活困窮者自立支援事業との関わり

- ・家計相談支援事業など生活困窮者自立支援法で任意とされている事業の活用

(5) 拠点となる場所やチームにつなぐ専門家の配置

- ・経験を積んだ専門家を配置するためには待遇等の改善は必須

(6) 子どもの貧困対策についての理解

- ・子どもの貧困対策については行政・地域・企業等が取り組む必要があり、そのことについての理解を進める必要性